

騒音規制法届出事項一覧

2部提出のこと

番号	届出の種類	提出者	届出の期限	届出書の様式	添付書類	罰則	受理書	根拠条項
1	騒音発生施設の設置の届出	設置者	設置工事開始の日の 30 日前まで	特定施設設置届出書 (様式第1)	特定施設の配置図 特定工場等及びその 付近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 5万円以下の罰金	交付	法 6 、 30
2	経過措置に伴う届出(使用の届出)		指定地域となった日又は特定施設となった日から 30 日以内	特定施設使用届出書 (様式第2)		無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金		法 7 、 31
3	特定施設の種類ごとの数の変更の届出	特定施設の設置又は使用の届出者	変更に係る工事開始の日の 30 日前まで	特定施設の種類ごとの数変更届出書(様式第3)		無届及び虚偽の届出の場合 1万円以下の罰金		なし
4	騒音防止の方法の変更の届出			騒音の防止の方法変更届出書 (様式第4)				
5	氏名(名称、住所、所在地)の変更の届出	承継者	変更の日の 30 日以内	氏名等変更届出書 (様式第6)	不要	無届及び虚偽の届出の場合 1万円以下の罰金	なし	法 10、 33
6	特定施設のすべての使用の廃止の届出		使用廃止の日から 30 日以内	特定施設使用全廃届出書 (様式第7)				法 11 、 33
7	承継の届出	承継の日から 30 日以内	承継届出書 (様式第8)	なし	法 11 、 33			
8	特定建設作業の実施の届出	施工者 (元請負人)	開始の日の 7 日前まで(災害等緊急に行う場合はすみやかに届ける)	特定建設作業実施届出書 (様式第9)	特定建設作業の工程を明示した工事工程表 特定建設作業の場所の付近の見取り図	無届及び虚偽の届出の場合 3万円以下の罰金	なし	法 14 、 31